2024年6月7日

各　　位

会社名　　MRKホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　塩田　　徹
（コード9980　東証スタンダード）
問合せ先　専務執行役員　経営管理本部長
兼経営企画部長　中　研悟
（TEL　06-7655-5000）

支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

１．親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

（2024年3月31日現在）

名　　称	属　性	議決権所有割合（%）	発行する株券が上場されている金融商品取引所等
RIZAPグループ株式会社	親会社	54.30	証券会員制法人札幌証券取引所アンビシャス

２．親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

RIZAPグループ株式会社は、当社の議決権の54.30%を所有しており、当社の親会社に該当します。

同社との人的関係につきましては、同社から２名が当社の取締役として派遣されており、うち１名は当社の代表取締役社長に就任しております。また、同社との金銭等の貸借関係、保証・被保証関係等については「３．支配株主等との取引に関する事項」に記載のとおりでありますが、これは当社の事業推進力を高め、当社の事業価値の向上を図ることを目的としております。

当社は、同社との協力関係を保ちながら事業展開を行っておりますが、当社の経営上の重要な意思決定は、取締役会、経営会議等により十分審議の上決定していることから、一定の独立性は確保されていると認識しております。

（役員の兼務状況）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2024 年 6 月 7 日現在）

役　職	氏　名	親会社等又はグループ企業での主な役職	就　任　理　由
代表取締役社長	塩田　徹	RIZAP グループ株式会社 常務取締役 事業・管理統括兼社長室長 RIZAP 株式会社 取締役 BRUNO 株式会社 取締役 堀田丸正株式会社 取締役 SD エンターテイメント株式会社 取締役 夢展望株式会社 取締役会長 RIZAP ビジネスイノベーション株式会社 代表取締役社長 REXT Holdings 株式会社 代表取締役会長兼社長執行役員 REXT 株式会社 代表取締役会長兼社長執行役員 RIZAP テクノロジーズ株式会社 代表取締役会長 健康コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長	人事及び総務等の管理部門に関する豊富な知識と経験を有しており、また RIZAP グループ株式会社において営業部門を含めた経営全般に携わっており、当社グループの経営判断・意思決定の過程でその知識と経験に基づいた助言・提言をいただくため
取締役	鎌谷 賢之	RIZAP グループ株式会社 取締役 BRUNO 株式会社 取締役 夢展望株式会社 取締役	RIZAP グループ各社において経営及び管理部門の豊富な知識と経験を有しており、当社グループの経営判断・意思決定の過程でその知識と経験に基づいた助言・提言をいただくため

３．支配株主等との取引に関する事項

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科　目	期末残高(千円)
親会社	RIZAP ｸﾞﾙｰﾌﾟ株式会社	（被所有）直接 54.30	役員の兼任 資金の貸付 経営指導 非債務保証	資金の貸付（注）１	6,200,000	関係会社短期貸付金	4,000,000
				資金の回収（注）１	5,200,000		
				貸付金の担保の受入れ（注）１	4,000,000		
				当社銀行借入に対する被保証債務（注）１	50,000	―	―
				利息の受取（注）１	135,627	流動資産その他	1,895
				経営支援料（注）２	295,689	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
当社は、金融機関からの一部の借入に対し、親会社より債務保証を受けております。
債務保証の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。当該債務保証につ

きましては、保証料の支払いは行っておりません。

２．経営支援料は、業務内容を勘案し当事者間契約により合理的に決定しております。

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

RIZAP グループ株式会社は、当社の親会社でありますが、同社と取引等を行う場合の取引条件については、少数株主の利益を害することがないよう、当社と関連を有しない第三者との取引条件と同等のものとすることを基本方針としております。

同社との取引については、特別委員会において取引及び契約内容の精査、検討を行っており、特別委員会での検討内容を参考に、取締役会決議等により、取引の公正性を確認したうえで実施しております。同社から派遣された取締役が特別利害関係人に該当する場合には、当社取締役会の決議に参加しないこととしております。

なお、同社グループ会社との取引に関してもこれと同様の取扱いとしております。

特別委員会については、2024 年 2 月に常設設置し、外部の弁護士 3 名を委員、独立性を有する取締役（監査等委員、独立社外取締役）をオブザーバーとしております。

2024 年 2 月の設立から 2024 年 3 月 31 日までの期間において、7 回開催し、同社及び同社グループ会社との貸付等各種取引に関する内容、経営支援料に関する契約条件及び契約内容の精査などの審議項目に関し、適法性、少数株主保護の観点等について検討、意見を述べていただきました。

以上